

仲裁法制の見直しを 中心とした研究会	
資 料	3

仲裁法制の見直しに向けた検討（２）
（調停による和解合意への執行力の付与について）

第 1 検討の必要性について

1 第 1 回会議における議論の概要

研究会資料 1 においては、仲裁と調停（注 1）を組み合わせながら手続を進行させるといった実務の試みも踏まえ、本研究会では、国際仲裁の活性化等の観点から、仲裁制度に関連する諸制度に関する規律の整備の要否等についても幅広く検討の対象とすることが考えられるとの指摘がされた上で（研究会資料 1 の 2 頁，25 頁参照），委員からは、平成 30 年（2018 年）に国連総会で「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（仮訳）」（以下「シンガポール条約」又は「本条約」という（注 2）。）が採択されたことを踏まえ、本研究会において、調停による和解合意についての我が国における執行力の付与の問題等を検討することが提案された。

（注 1）「調停」には、理念的に、裁判所（ないしその機関）が手続を実施する調停（司法調停）のほか、行政機関が手続を実施する調停（行政調停）や、民間機関又は私人が手続を実施する調停（民間調停）があり得ると考えられるところ、本資料では、単に「調停」というときは、特に断りのない限り、民間調停を念頭に置いている。

（注 2）後記 2(1)の作業部会の議長をシンガポールの代表が務めたこと、また、後記 2(3)のとおりシンガポールで署名式典が開催されたことなどから、本条約は「（調停に関する）シンガポール条約」の通称で知られている。

2 シンガポール条約の概要

(1) 経緯等

2002 年に国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）で採択された「国際商事調停モデル法」は、国際商事調停（注 1）について原則的な手続を定めるものであるが、調停による和解合意の執行力については、執行力を付与することの是非や要件をめぐる意見が対立したため、統一的な規定を設けることなく、各国の国内法制に委ねることとしてい

た¹。

その後、国際商事紛争の解決手段として、国際商事調停の有用性、すなわち、一般論として、国際商事仲裁と比較して簡易・迅速・低廉である点、解決が当事者の合意によるため解決内容の予測可能性が高い点、仲裁合意のような方式上の要件がなく手続を実施するハードルが低い点、解決に至るまでの過程における当事者の対立性が低いため当事者間のビジネス関係を継続しやすい点、更にはいわゆる多段階紛争解決条項による仲裁との組合せなど柔軟かつ創造的な運用も可能である点（注2）などが注目されるようになり、仲裁と同様に利用を促進するためには、調停（特に国際商事調停）にも執行力を付与する枠組みが必要との気運が高まった（注3）²。

そこで、2014年のUNCITRAL総会で調停による和解合意の執行力について検討することが提案され、2015年から作業部会において本格的な審議が行われた結果、2018年6月のUNCITRAL総会で本条約の草案が採択され³、同年12月の国連総会で国連条約として採択されるに至った⁴。

その際に、成果物の形式について、条約とモデル法のいずれとすべきか意見が分かれたため、異例ではあるものの、条約とモデル法の両方を採択することになり、本条約の規律を取り込む形で国際商事調停モデル法が改正されている⁵⁶（なお、以下、改正前のものを指すときは「2002年モデル法」、改正後のものを指すときは「2018年モデル法」といい、特に区別する必要がないときは「調停モデル法」という。）。

（注1）「調停」の意義については、調停モデル法に規定があり（2002年モデル法第1条第3項、2018年モデル法第1条第3項参照）、この定義によれば、①当事者が第三者に紛争の友好的な解決の試みに対する援助を求めていること、②法律関係から生じた紛争又は法律関係と関連する紛争が対象であること、③第三者は一定の紛争解決を強制する権限を持たないこと、の

¹ 三木浩一『UNCITRAL国際商事調停モデル法の解説（9・完）』NBL764号（2003）46頁参照

² 山田文『「国際的な調停による和解合意に関する国際連合条約」（シンガポール調停条約）の紹介』NBL1158号（2019）64～65頁参照

³ UNCITRAL総会第51会期報告書（2018）49段落参照
（<https://undocs.org/en/A/73/17%20>）

⁴ 国連総会決議73/198（2018）参照（<https://undocs.org/en/A/res/73/198>）

⁵ UNCITRAL総会第51会期報告書（2018）68段落参照
（<https://undocs.org/en/A/73/17%20>）

⁶ 国連総会決議73/199（2018）参照（<https://undocs.org/en/A/res/73/199>）

三つに調停の本質的な要素があり、①の要素により交渉と、③の要素により仲裁と区別されている。なお、調停モデル法では、「調停」を意味する言葉として、2002年モデル法では”conciliation”を、2018年モデル法では”mediation”を採用しているが、条文上の定義に該当する手続であれば、その呼称にかかわらず「調停」に当たるものとされている。⁷

「国際」性の意義についても、調停モデル法に規定があり、例えば、当事者が異なる国に営業所を有するときなどがこれに当たるとされている（2002年モデル法第1条第4項、2018年モデル法第3条第2項参照）。

また、「商事」性については、調停モデル法に定義がないものの、脚注において具体例等が説明されている（2002年モデル法注2、2018年モデル法注1参照）。

国際性及び商事性の詳細については、後記第3の1(1)及び(2)で触れる。

調停モデル法における「国際商事調停」の意義については以上のおりであるが、本資料で「国際調停」というときは、概ね、国際的な法的紛争解決について、私人である調停人が、当事者間の合意による解決を図る手続を想定している。

(注2) 国際仲裁においては、仲裁判断のほかに和解による解決という選択肢もあり、柔軟な解決、時間・労力・金銭等のコストの軽減、任意履行率の高さといったメリットがあるものの、仲裁人が和解に関与することが一般的でなく、当事者が自ら和解の契機を作ることが基本となっており、和解協議の機会を確保するために、紛争が生じる前の段階で、仲裁条項に和解協議や調停を行う義務を定めておくなどの工夫がされることがある。特に調停については、第三者の介入により和解がまとまりやすくなり、トータルのコストの軽減を期待することができる上に、仮に和解がまとまらなかったとしても、主張や立証のポイントを明確にして後の手続を促進する効果を期待することができるため、多くの場合において費用対効果の観点から十分に合理的な選択肢であると考えられている。仲裁と調停を組み合わせる方法としては、調停を先行させて仲裁に移行する方法（Med-Arb）と仲裁を先行させて調停に移行する方法（Arb-Med）があり、例えば、シンガポールにおいては、シンガポール国際仲裁センター（S I A C）及びシンガポール国際調停センター（S I M C）の連携により、仲裁手続において申立書及び答弁書が提出され、仲裁廷が成立した後、仲裁手続を中止して調停手続に移行し、調停手続が8週間以内に終了しない場合には、仲裁手続を再開する”Arb-Med-Arb”が推奨

⁷ 三木浩一『UNCITRAL国際商事調停モデル法の解説(2)』NBL755号(2003)48頁参照

されており、このように調停の始期と終期を明確に定めて手続を進めることにより、より緊張感を持った和解協議を期待することができるなどのメリットがあることが指摘されている。⁸

(注3) 国際仲裁については、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(昭和36年条約第10号、以下「ニューヨーク条約」という。)により、160か国以上で仲裁判断が承認執行される枠組みが構築されている(同条約第3条参照)。

(2) 規律の概要

本条約は、商事紛争の解決を目的とする調停において当事者により書面で締結された国際性を有する和解合意を対象とし(本条約第1条第1項参照)、消費者事件(消費者が個人等として関与する取引から生じた紛争を解決するための事件)、家事事件(家族法、相続法に関する事件)、労働事件(雇用法に関する事件)に関する和解合意には適用されず(同条第2項参照)、判決や仲裁判断として執行することのできる和解合意にも適用されない(同条第3項参照)。和解合意の成立時(締結時)に、当事者のうちの少なくとも二者が異なる国に営業所を有するとき、又は当事者が営業所を有する国が和解合意の義務履行地若しくは最密接関係地と異なるときに、当該和解合意は国際性を有するとされており、条文上、調停の手続が行われた場所は国際性の要素とされていない(同条第1項参照)。

調停の意義については、紛争の解決を強制する権限を有しない第三者、すなわち調停人の援助により、当事者が紛争の友好的な解決を試みるための手続をいうものとされており、条文上、調停人について特段の資格等は要求されていない(同第2条第3項参照)。

本条約の締約国は、対象となる和解合意を執行する義務を負い、また、和解合意で解決済みとされている事項について紛争が生じたときは、当事者が和解合意を援用することを許可する義務を負う。その際の手続については、本条約に特に定めがある事項を除き、締約国の国内法制(手続準則)に委ねられている。(同第3条参照)

締約国の権限機関に対し、執行(同第3条第1項)又は援用(同条第2項)による救済の付与を求める当事者は、当事者全員により署名された和解合意に加え、当該和解合意が調停において成立したものであることの証拠等を提出するものとされている(同第4条参照)。救済の付与

⁸ 関戸麦『別冊NBL No.167 わかりやすい国際仲裁の実務』(商事法務, 2019) 140～148頁参照

を求められた権限機関は、和解合意の無効、和解合意に基づく義務の既履行・不明確・理解不可能、調停人の重大な規範違反、救済の付与の公序違反、調停適格の欠如など、本条約の定める拒否事由がある場合に限り、救済の付与を拒否することができる（同第5条参照）。

締約国は、当該国やその政府機関等が和解合意の当事者である場合には本条約を適用しない旨の留保のほか、和解合意の当事者が本条約の適用を合意した限りにおいて本条約を適用する旨の留保の宣言をすることができるが（同第8条第1項参照）、その他の留保（注）は認められていない（同条第2項参照）。

（注）ニューヨーク条約には「いかなる国も、この条約に署名し、これを批准し、若しくはこれに加入し、又は第10条の規定に基づき適用の拡張を通告するに当たり、他の締約国の領域においてされた判断の承認及び執行についてのみこの条約を適用する旨を相互主義の原則に基づき宣言することができる。」旨の規定があったが（同条約第1条第3項参照）、本条約にこのような規定はない（本条約第8条第1項参照）。

(3) 署名の状況⁹

2019年8月7日、シンガポールで本条約の署名式典が開催され（本条約第11条第1項参照）、シンガポール、米国、中国等を含む46か国が署名した。その後、更に6か国が署名し、2020年2月20日現在の署名国は52か国となっている（注1）。ただし、本条約を締結するためには、署名だけでは足りず、批准、受諾、承認、又は加入の手続が必要であり（同条第2項参照）、本条約は3か国が締結の手続をしてから6か月後に発効するものとされているところ（同第14条第1項参照）、現在までに締結の手続を終えた国はまだない（注2）。

（注1）本条約の署名国は以下のとおり。

（2019年8月7日に署名した46か国）

シンガポール、アフガニスタン、ベラルーシ、ベナン、ブルネイ、チリ、中国、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、エスワティニ、フィジー、ジョージア、グレナダ、ハイチ、ホンジュラス、インド、イラン、イスラエル、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ラオス、マレーシア、モルディブ、モーリシャス、モンテネグロ、ナイジェリア、北マケドニア、パオ、パラグアイ、フィリピン、カタール、韓国、サモア、サウジアラビア、

⁹ UNCITRALのウェブサイト参照

(https://uncitral.un.org/en/texts/mediation/conventions/international_settlement_agreements/status)

セルビア，シエラレオネ，スリランカ，東ティモール，トルコ，ウガンダ，
ウクライナ，米国，ウルグアイ，ベネズエラ

（その後署名した6か国）

エクアドル，ガボン（2019年9月25日），アルメニア，チャド，ギニア
アビサウ（同月26日），ルワンダ（2020年1月28日）

（注2）なお，シンガポールでは，「調停法」¹⁰により，当事者全員の合意や指
定された調停機関又は認証された調停人の関与等を要件として，裁判所が調
停による和解合意を裁判所の命令として記録し，当該和解合意は裁判所の命
令と同様に執行することができる」とされているところ（同法第12条参照），
これとは別に，本条約の規律を取り込んだ「調停に関するシンガポール条約
法案」¹¹が議会で審議されているようである。

3 国際調停をめぐる状況

研究会資料1で指摘されていたように，我が国では近時国際仲裁の活性化
に向けた様々な議論や取組がされているところ（研究会資料1の1頁参
照），関連して国際（商事）調停の活性化についても以下のような議論や
取組がされてきている。

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の中間とりまとめである
「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」（平成30年4月25日）
では，「世界的に国際調停の利用が進み，手続的にも国際仲裁と国際調停
の相互利用が図られている中で，民間主体で京都国際調停センターが設立
されたことも踏まえ¹²，我が国における相互の連携の重要性から，両者の
効果的な連携の在り方を検討」とするとともに，当時UNCITRALの作
業部会で審議が行われていたシンガポール条約及び国際商事調停モデル
法について，「国際商事調停に基づき締結された和解合意への執行力付与
等に関するUNCITRALモデル法・条約草案作成の協議に政府として
引き続き適切に関与するとともに，その協議結果を踏まえて適切に対応」
することが指摘されていた（第1回研究会参考資料3参照）。

また，令和元年の第200回国会（臨時会）に提出された「外国弁護士
による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案」で

¹⁰ シンガポール政府のウェブサイト参照（<https://sso.agc.gov.sg/Act/MA2017>）

¹¹ シンガポール議会のウェブサイト参照（<https://www.parliament.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/singapore-convention-on-mediation-bill-5-2020.pdf>）

¹² 平成30年11月20日，公益社団法人日本仲裁人協会が，同志社大学の全面協力の下，国際商事調停を主として実施する常設機関として，京都国際調停センター（JIMC-Kyoto）を開所している（岡田春夫『国際商事調停の現状』ジュリスト1535号（2019）44頁参照）。

は、外国法事務弁護士等が代理することのできる「国際仲裁事件」の範囲を拡大するとともに、「国際調停事件」においても同様に代理することができる旨の規定を新設するものとされている。

同法律案は、既に衆議院での審議を終えているところ、その審議過程である令和元年11月29日衆議院法務委員会においては、シンガポール条約への対応を検討することを求める指摘がされ、その中では、国際調停は世界的に見てもまだ件数の少ないこれからの分野であり（注1）、シンガポール条約への対応も含め、我が国として積極的に取り組むべきである旨の指摘がされている（注2）。

（注1）各機関が公開している資料によれば、平成30年（2018年）における各機関の調停の件数は、国際商工会議所（ICC）が37件、シンガポール国際調停センター（SIMC）が27件、香港国際仲裁センター（HKIAC）が21件、一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）が1件とされている。

（注2）なお、同委員会においては、シンガポール条約は、裁判外における当事者間の和解合意に執行力を付与することを主な内容とするものであるところ、我が国の国内法制においては、国の司法機関である裁判所等が関与する民事調停や裁判上の和解などには執行力が付与されているものの、裁判外における当事者間の和解合意には執行力がないものとされているため、このような国内法制との整合性について検討する必要がある旨の説明がされている。

4 前記1ないし3を踏まえた若干の検討

調停には、簡易・迅速・低廉であること、予測可能性が高いこと、対立性が低いことなど、仲裁よりも優れた長所がある旨指摘されており、シンガポール条約の普及により執行力を付与する枠組みが国境を越えて確立されることとなれば、国際商事調停は、国際商事仲裁と並んで、国際的な要素を有する商事紛争を解決するための標準的な解決手段となる可能性を有するものと考えられる。

また、調停には、仲裁と組み合わせて運用することにより、仲裁判断と和解合意の両方の可能性を模索しつつ、個々の事案に即した適切な解決を図ることができるという特徴もあることに照らすと、国際（商事）調停の活性化は、国際仲裁の活性化にも資するものとなり得ると考えられる。

本研究会はシンガポール条約の締結自体について検討するものではないが、前記のような国際仲裁の活性化の観点等からは、適宜、シンガポール条約を参照しつつ、調停による和解合意への執行力の付与に関する国内法上の諸課題について、差し当たり検討しておくことが有益ではないかと考えられる。

第2 調停による和解合意への執行力の付与

1 関連する国内法制について

(1) 民事執行法上の「債務名義」と執行力

我が国では、民事執行法第22条において強制執行の基礎となる債務名義が規定されている。債務名義とは、形式的には、同条各号に定める文書を指し、実質的には、一定の私法上の給付請求権の存在と内容を表示する文書であって、それを基本として強制執行を行うことを法律で認めたものをいうと定義され、債務名義の機能としては、第1に、執行機関を通じた国家の強制力の行使を正当化すること、第2に、強制執行の内容を定めることが挙げられ、このうち前者の機能、すなわち、一定の給付請求権について強制執行を可能にするという債務名義の機能を、債務名義の法的効力という形で表現したのが、執行力の概念であると解されている¹³。そして、その債務名義としては、確定判決（同条第1号参照）のほか、執行証書（同条第5号参照）、確定した執行判決のある外国判決（同条第6号参照）、確定した執行決定のある仲裁判断（同条第6号の2参照）、確定判決と同一の効力を有するもの（同条第7号参照）などが列挙されている。

確定判決と同一の効力を有するものとしては、裁判上の和解（民事訴訟法第267条参照）などがあり、これにはいわゆる即決和解（同第275条第1項参照）も含まれる。さらに、裁判上の和解と同一の効力を有するものとして、民事調停の調書、すなわち司法調停による和解合意（民事調停法第16条参照）などがある。

なお、仲裁手続において当事者間に和解が成立したときは、当事者双方の申立てにより、仲裁廷が当該和解における合意を内容とする決定をすることができ、この決定は、仲裁判断としての効力を有するとされている（仲裁法第38条第1項、第2項参照）。

これらに対し、調停による和解合意は、現行法上、債務名義とされておらず、執行力がなく、またそれ自体に執行力を付与するための裁判手続もない。

(2) 債務名義としての適格性ないし（当該文書に）執行力を認める根拠

このように、我が国においては、債務名義となる文書が法律によって定められている。具体的にどのような文書を債務名義として認めるかについては、基本的には立法政策に委ねられるとされているものの、債務

¹³ 伊藤眞＝園尾隆司編集代表『条解民事執行法』（弘文堂、2019）134～136頁〔垣内秀介〕参照

名義が強制執行という債務者の財産権への侵襲を基礎付けるものである以上、それを正当化するに足りるだけの実質を備えた文書であることが必要とされている。そして、その立法政策上の判断においては、実体的な正当性と手続的な正当性の双方が考慮されなければならないものとされ、前者に関しては、債務名義の記載と実体的法律関係との合致が可能な限り確保されること、すなわち、債務名義が給付請求権の存在と内容を高度の蓋然性をもって表象するものであることが必要であり、また、後者に関しては、強制執行の対象となる債務者の手続保障があること、すなわち、債務名義の内容の形成過程における債務者の関与を保障することが原則であるとされている。そのような観点から、現行法の定める債務名義は、いずれも、公文書であるか、その形成過程において公的機関が関与するものであるが、私人の作成する文書であっても、確定した執行決定のある仲裁判断のように、一定の公的機関の判断を経る場合には、債務名義性を認める余地があろうとの指摘がされている。¹⁴

なお、執行証書については、通常の債務名義と異なり、裁判所の関与なくして成立するものであり、その執行力の根拠については、執行証書の要件の一つである債務者の公証人に対する執行受諾の意思表示にあるとするのが通説であるが、そのほかにも、公証人がその権限に基づき法定の方式により作成した文書であること及び一定額の金銭の支払又は他の代替物・有価証券の一定数量の給付を目的とする請求権の特定表示があることが要件として課されている¹⁵。これらの要件のうち、専ら、執行受諾の意思表示は給付請求権の存在と執行証書の内容が一致することの蓋然性に、法定の方式による文書の作成は債務名義の形成過程における債務者の関与の保障に関わるものと考えられるところであり（金銭支払の特定表示は不当執行があった場合の債務者の損害の回復の容易性に関わるものとされるが、このことは、立法政策として、執行証書を債務名義として認めることの許容性を高めているものと考えられる。）、実体的側面と手続的側面の両面からみて、前記の債務名義の正当化根拠に合致していると考えられる。

（参考）

○ 民事執行法（昭和54年法律第4号）

（債務名義）

¹⁴ ここまでについて、前掲条解民事執行法134～138頁〔垣内秀介〕、中野貞一郎＝下村正明『民事執行法』（青林書院、2016）154～155頁参照

¹⁵ 山本和彦ほか編『新基本法コンメンタール民事執行法』（日本評論社、2014）53～55頁〔鶴田滋〕参照

第22条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

一 確定判決

二～四の二 （略）

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という。）

六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決（家事事件における裁判を含む。第二十四条において同じ。）

六の二 確定した執行決定のある仲裁判断

七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三号に掲げる裁判を除く。）

○ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（和解調書等の効力）

第267条 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

（訴え提起前の和解）

第275条 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

2～4 （略）

○ 民事調停法（昭和26年法律第222号）

（調停の成立・効力）

第16条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

○ 仲裁法（平成15年法律第138号）

（和解）

第38条 仲裁廷は、仲裁手続の進行中において、仲裁手続に付された民事上の紛争について当事者間に和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあるときは、当該和解における合意を内容とする決定をすることができる。

2 前項の決定は、仲裁判断としての効力を有する。

3～5 （略）

2 ADR法に関する従来議論

調停による和解合意への執行力の付与については、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律第151号、以下「ADR法」という。）に関して議論されている。

(1) ADR法制定時の議論

調停による和解合意への執行力の付与については、司法制度改革審議会意見書（平成13年6月）において、「総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律（いわゆる「ADR基本法」など）の制定をも視野に入れ、必要な方策を検討すべきである。その際、例えば、時効中断（又は停止）効の付与、執行力の付与…等を具体的に検討すべきである」とされ、これを受け、司法制度改革推進本部（当時）の下で開催された「ADR検討会」で検討された。

同検討会での検討の過程では、ADR手続を実施する機関（以下「ADR機関」という。）に対するアンケート調査が行われたところ、「制度基盤の整備が最も必要と考える事項（複数回答）」の項目では、「執行力」を挙げた回答が62.5パーセントを占め¹⁶、その理由として、例えば、手続を経た結果、合意について執行力がないため、分割払いを採用しにくい、そもそも手続の信用性が減殺されるなどの問題があるといった、調停における和解合意への執行力の付与を求める方向の意見が出された。

また、同検討会では、執行力の存在は、実際に強制執行の申立てをすするためというよりも、債務者による任意の履行を促進することに大きな役割を担っているほか、合意内容が任意に履行されない場合でも、再度ADR手続における話し合いを促進する役割もあるといった、調停における和解合意への執行力の付与につき積極的な意見が示された。

一方、同検討会では、①司法調停による和解合意に当然に執行力が付与されているのは、国家機関関与の下で請求権の確定がされていることに基本的な根拠があると考えられ、調停による和解合意が実体法上の和解であると解されることからすると、これに執行力を付与することには理論的な根拠があるのか、疑問であるとの指摘、②調停による和解合意に当然に執行力を付与されるものとした場合には、実際上の弊害として、金融業者と消費者との間の取引に関する紛争の解決のためにされた調停による和解合意に執行力が付与されるものとする場面を念頭に、いわば「債務名義製造会社」のようなものが生じるおそれがあるとの指摘、③一方で、調停による和解合意に当然に執行力を付与されるものとした

¹⁶ 調査は、平成14年に計81の民間ADR機関に対してアンケートを依頼し、63機関から回答を回収した。「制度基盤の整備が最も必要と考えられる事項（複数回答）」の項目（有効回答数：48）について、「執行力」が62.5パーセント、「基本理念明示」が60.4パーセント、「時効中断効」が50.0パーセントであった。

場合の弊害を回避するため、執行力の付与の手続を設けた上で、その要件や手続を厳格化すると、即決和解や執行証書等の既存手段を利用する方が簡便なものとなり、そのような手続を設ける必要性に乏しいとの指摘等、調停による和解合意への執行力の付与につき消極的な意見も示された。

さらに、同検討会では、仮に、調停による和解合意に執行力を付与する手続を構想するとした場合の仕組みとしてどのようなものが考えられるかという点について、司法制度改革推進事務局から、概要、以下の案が提示され、検討された。

- ① ADR和解文書¹⁷が次の要件を満たす場合に限り、確定した裁判所の執行決定を付したものが債務名義となる（注1）
 - i) 一定の適格性を有するADR手続の下で作成されたADR和解文書であること
 - ii) 債務者による執行受諾文言が記載されたADR和解文書であること（注2）
- ② ADR和解文書につき次の事由（執行拒絶事由）があるときは、債権者による執行決定の申立ては却下される（注3）。
 - i) ADR和解文書に係る合意内容に公序良俗違反があること
 - ii) ADR和解文書に係る合意形成過程において、合意成立に関する意思表示について意思の欠缺があること又は瑕疵があること
 - iii) ADR和解文書に係る紛争が和解可能性のないものであること（注1）執行決定を必要とした理由について、司法制度改革推進事務局からは、現行の債務名義は、作成過程において何らかの形で「中立的な第三者の関与」と「国の認証」を受けており、このうち、後者については、いったん債務名義とされれば、債務者の意思に反して国家が強制執行することが可能となるので、その作成過程に国が関与することが必要という基本的考え方によるもの、また、調停による和解合意による和解文書は私法上の和解としての効力しか有しておらず、仲裁判断よりも簡易な手続で債務名義とすることには問題があるとの説明がされている。

（注2）執行受諾文言について、司法制度改革推進事務局からは、「債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述であり、当事者間の合意に係る公正証書が債務名義となるための要件となっている」との説明がされている。また、

¹⁷ ADRの手続の中で、対象とされる紛争につき当事者間で締結された和解の合意を「ADR和解」という（山本和彦『ADR法制の現代的課題』（有斐閣，2018〔初出2007〕）176頁参照）。

これを要件とすることについては、ADR和解が当事者の意思に基づくものであることを担保する観点、及び、和解成立の段階で当事者に執行力の付与につき選択権を与えるという観点から、ADR和解文書を債務名義とする場合にも、その要件の一つとすることが適当であるとの説明がされた。

(注3) ADR和解への執行力の付与を拒絶する事由については、ADR和解文書の成立に至るまでの「手続上の瑕疵」を事由に加えるべきとの考え方も示された。その際、調停による和解文書を作成するまでの手続について、強行法規としての手続ルールを法定し、これに違反した場合にも、執行決定の申立てが却下されるものとする考え方が紹介されている。

もともと、同検討会では、調停による和解合意について当然に執行力が付与されるものとする、ないし執行力を付与する手続を構想することについては、その是非につき前記のとおり消極意見が示されたことから、認証ADR制度をスタートさせる時点からの導入は見送ることとされた。

そして、調停による和解合意について当然に執行力が付与されるものとする、ないし執行力を付与する手続を構想することについては、ADR法の国会審議に係る衆議院法務委員会における附帯決議（平成16年11月9日）第2項において、「民間団体等が行う裁判外紛争解決手続において、その解決の結果を当事者が履行しないときは、裁判外紛争解決を利用する国民のためその実効性が確保されるよう、利用者の権利保護も十分配慮した上で、必要に応じ法整備を含めて検討すること」とされ、さらに、参議院法務委員会における附帯決議（平成16年11月18日）第5項において、「民間紛争解決手続における執行力の付与については、紛争解決の実効性を確保するため、利用者の権利保護も十分配慮した上で、引き続き法整備等の措置も含め検討すること」とされた。

(2) ADR法に関する検討会における議論

ADR法附則第2条において、施行後5年を経過した場合に、「法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされていたことを受け、平成25年2月、法務省において「ADR法に関する検討会」が開催され、ADR法に基づき法務大臣の認証を受けた認証ADR機関の調停による和解合意への執行力の付与についても議論がされた。

同検討会においては、一般財団法人ADR協会から、調停による和解合意に対する執行力の付与等を内容とする「ADR法の改正に向けて」

と題する提言¹⁸がされ、同協会からヒアリングがされたほか、他のADR事業者からもヒアリングが行われた。ここでは、概要、①（離婚に伴う）養育費等の金銭のやり取りについて合意をする場合において、当該合意文書に執行力を付与しようとするときは、執行証書を作成する必要があるが、離婚した元夫婦が二人で公証役場に行き、執行証書を作成することについては時間的、心理的、金銭的負担があるとの指摘や、②調停による和解合意に執行力があるとその和解合意（和解契約）に重みが増し、ADR手続において和解契約が成立する確率も上がると考えられるとの指摘がされるなど調停による和解合意への執行力の付与について積極的な意見が示された。一方で、和解合意の内容を仲裁判断とすることは実務的に容易であり、このことにより執行力が付与され得るものとなっているなど、特に支障を感じていないし、調停による和解合意に執行力が当然に付与されることになると、どのような調停の手続がADR機関でされているかを事細かに検証しないと、かえって危険な場合もあり得るのではないかなど、調停による和解合意への執行力の付与について消極意見も示された。

これらの意見を踏まえた検討がされた結果、その取りまとめ報告書においては、「認証ADRにおいて成立した和解に執行力を付与することについては、主として利用者等の動機付けや便宜の観点等からこれを望む意見がある一方で、必要性を疑問視する意見や執行力の存在による利用者への萎縮効果などADRの機能を害するおそれがあるとの意見があるほか、執行力を付与するには和解の内容の適切性・妥当性を確保するための仕組みが必要不可欠であるなどの指摘もされている。これらの事情に鑑みれば、ADRによる和解への執行力の付与は、現時点では克服すべき課題が多いものといわざるを得ないが、他方で、事業者の選択及びこれに対する適切な規制による一部のADRのみに対する執行力の付与や裁判所の関与による和解の適切性の確認等により合理的な制度設計が可能ではないかとの見解もあることから、このような見解にも留意しつつ、今後も検討を続けるべき将来の課題とする」とされた¹⁹

¹⁸ 2012年4月1日付け提言「ADR法の改正に向けて」においては、次のような提言がされている。「ADRにおける和解合意に対する執行力の付与を可能とすべきである。執行力付与が可能なADR機関において、執行力を伴う条項を含む和解合意をする際には、当該条項に際して当事者が執行を受諾する旨の文言を要求することにより、強制執行の可能性についての当事者の意思を確認するものとする。」

¹⁹ もっとも、その後も、一般財団法人ADR協会からは、改めて「ADR法制の改善に関する提言」（2018年4月25日）が出され、ADRにおける和解合意に対して、当該認証ADR機関の選択により、裁判所の執行決定による執行力の付与を可能とすべき

(注)。

(注) 認証紛争解決事業者、いわゆる認証ADR機関は、令和2年2月27日現在、157事業者(認証後の解散・廃業を除いたもの)となっている。また、認証ADR機関における事件の受理件数は、平成23年度が1,347件であったが、平成29年度は986件となっている。

3 積極意見からの指摘²⁰

一方で、調停による和解合意について当然に執行力が付与されるものとする、ないし執行力を付与する手続を構想することについて、積極的な立場からは、次のような指摘がされている。

- ① 調停による和解合意について当然に執行力が付与されるものとする、ないし執行力を付与する手続を構想することについて消極的な立場からは、その濫用のおそれが指摘されることが想定されるが、そのようなおそれを可及的に排除する観点からは、例えば、その和解合意を(国際)商事調停に限定することや、消費者が債務者となる場合の特則(当面は執行力の付与の対象に乗せない)を設けることが考えられる。
- ② 調停による和解合意書以外に債務名義となり得る文書を得る手段があるものとしても、時間的・金銭的ロスが生じるなどの問題がある。また、執行証書と即決和解については、調停による和解合意が成立した時点で当該手続を別途行わなければならないほか、仲裁手続を利用することについては、「仲裁手続の進行中において」成立した和解(仲裁法第38条第1項参照)といえるか疑義がある。
- ③ 調停による和解合意自体に裁判と同等の効果が認められなければ、責任ある立場の者が自信を持って紛争解決ルート(ここでは、調停)を選択することは困難である。また、この観点からは、執行力の付与のニーズが潜在しているというべきであり、執行力の付与の肯認によりADRの事件数が増える可能性も否定できない。
- ④ ADRによる和解合意(調停による和解合意)には、実質的に紛争解決に資する合意や事実行為に関する合意、暫定的な合意などが含まれ得るところ、調停による和解合意に執行力の付与を認めるなどすることによって、そのような合意を回避する傾向が生じ得るとすれば、ADRの多様性にとって相当でない。しかし、他の方法により(例えば、調停による和解合意について執行力の付与を付与すべきものとするかについて

である旨の提言がされている。

²⁰ 前掲山本176~208頁、山田文「ADR和解への執行力付与に関する総論的検討—UNCITRAL国際商事調停和解の執行に関する審議からの示唆」加藤哲夫ら編『現代民事手続の法理—上野泰男先生古稀祝賀論文集』(弘文堂、2017)723~735頁参照

ADR機関の選択を認めるなど)、ADRの多様性を維持することは可能であると考えられる。

- ⑤調停による和解合意についても、当事者の合意が真意に基づくものであれば、権利義務関係の蓋然性を認めることができ、また、少なくともADR法に基づき認証されたADR機関については、調停による和解合意書の作成過程における手続保障を認めることもでき、さらに、例えば、当該調停による和解合意についての実体的瑕疵及び手続的瑕疵を調停による和解合意につき執行力を付与する手続において執行力を付与しないものとする事由として規律することにより、債務名義の成立等に関する事後的是正の機会を認めることができ、他の債務名義と同様に、和解合意の内容の適切性や妥当性を確保することができる。

4 前記1ないし3を踏まえた若干の検討

調停による和解合意について当然に執行力が付与されるものとする事、ないし執行力を付与する手続を構想することについて消極的な立場から指摘され得る、濫用のおそれ、利用者への萎縮効果、適切性や妥当性の確保の必要性の指摘に鑑みれば、少なくとも現段階では、何らの限定等を行うことなく、調停による和解合意について当然に執行力が付与されるものとする事については、慎重になるべきものとも思われる。

他方、前記消極的な立場から指摘され得る、執行証書など他に債務名義となり得る文書の存在、執行力の付与の必要性への疑問については、執行力の付与を積極的に否定する理由にはならないものとも思われ、調停による和解合意への執行力の付与の必要性について、近時の国際調停をめぐる状況(前記第1の3参照)にも留意しつつ、改めて検討する必要があるように思われる。

これらからすれば、差し当たり、今後の議論においては、調停による和解合意について、執行力を付与する手続を構想することを想定し、具体的にどのような要件や手続を設ければ、懸念される弊害を避けつつ執行力を付与することができるのかという観点から検討を試みる事が考えられる(注)。

(注) なお、調停による和解合意について、国の内外を問わず執行力を付与とした場合、現状では外国における裁判上の和解に執行力を付与していないこととの整合性を理論的にどのように説明するのかは別途問題となり得る。

5 小括

以上を踏まえ、調停による和解合意について執行力を付与することの是非及びその方策等について、どのように考えるか。

第3 具体的な規律の検討^{21 22}

以下、差し当たり、調停による和解合意について、執行力を付与する手続を構想することを想定し、具体的にどのような要件や手続を設ければ、懸念される弊害を避けつつ執行力を付与することができるのかについては、シンガポール条約の規律を参照しつつ、その検討を試みる。

1 定義及び適用範囲に関する規律

例えば、次のような規律を設けることの当否等について、どのように考えるか。

(参考) シンガポール条約	考えられる規律の例
<p><i>Article 1 Scope of application</i></p> <p>1. This Convention applies to an agreement resulting from mediation and concluded in writing by parties to resolve a commercial dispute (“settlement agreement”) which, at the time of its conclusion, is international in that:</p> <p>(a) At least two parties to the settlement agreement have their places of business in different States; or</p> <p>(b) The State in which the parties to the settlement agreement have their places of business is different from either:</p> <p>(i) The State in which a</p>	<p>1 この法律は、[民事又は] 商事に関する紛争の解決を目的とする調停において成立し、書面によってされた当事者間の合意（以下「和解合意」という。）について適用する。[ただし、和解合意の成立の時に、次に掲げる事由のいずれかがあるときに限る。</p> <p>一 少なくとも二当事者が異なる国に営業所を有するとき。</p> <p>二 当事者が営業所を有する国が和解合意に基づく義務の重要な部分の履行地又は和解合意の対象と最も密接な関係を有する地と異なるとき。]</p>

²¹ 以下、この項におけるシンガポール条約を参考にした規律を例示する部分（ゴシック体の部分）の記載については、基本的に、山田文『「国際的な調停による和解合意に関する国際連合条約」（シンガポール調停条約）の概要（上）』JCAジャーナル66巻11号（2019）3～9頁による仮訳を参照した。また、国際商事調停モデル法を引用した部分については、三木浩一『UNCITRAL国際商事調停モデル法の解説（1）～（9・完）』NBL754～764号（2003）を参照している。なお、加えて参照した文献がある場合には、その部分につき、当該文献を脚注で明示する。

²² この項における考えられる規律の例は、便宜的に単行法のような形式で記載しているが、これはあくまで例示であり、法形式について予断するものではない。なお、論点となり得る部分については、ブラケット（角括弧：[]）を付している。

<p>substantial part of the obligations under the settlement agreement is performed; or</p> <p>(ii) The State with which the subject matter of the settlement agreement is most closely connected.</p>	
<p>2. This Convention does not apply to settlement agreements:</p> <p>(a) Concluded to resolve a dispute arising from transactions engaged in by one of the parties (a consumer) for personal, family or household purposes;</p> <p>(b) Relating to family, inheritance or employment law.</p>	<p>[2 この法律は、次に掲げる和解合意には適用しない。</p> <p>一 当事者の一方が消費者として個人、家族又は家庭のために関与する取引から生じた紛争に関するもの。</p> <p>二 家族法、相続法又は雇用法に関するもの。]</p>
<p>3. This Convention does not apply to:</p> <p>(a) Settlement agreements:</p> <p>(i) That have been approved by a court or concluded in the course of proceedings before a court; and</p> <p>(ii) That are enforceable as a judgment in the State of that court;</p> <p>(b) Settlement agreements that have been recorded and are enforceable as an arbitral award.</p>	<p>3 この法律は、次に掲げる和解合意には適用しない。</p> <p>一 裁判所により承認され又は裁判所の手続において成立した和解合意であって、その裁判所の属する国で判決として民事執行することができるもの。</p> <p>二 仲裁判断として記録された和解合意であって、民事執行することができるもの。</p>
<p><i>Article 2 Definitions</i></p> <p>1. For the purposes of article 1, paragraph 1:</p> <p>(a) If a party has more than one place of business, the relevant place of business is that which</p>	<p>[4 第1項の適用において、当事者が二以上の営業所を有するときの営業所とは、和解合意の成立の時にあって、当事者によって知られていたか又は予期されていた事情に照らして、和解合意によって解決され</p>

<p>has the closest relationship to the dispute resolved by the settlement agreement, having regard to the circumstances known to, or contemplated by, the parties at the time of the conclusion of the settlement agreement;</p> <p>(b) If a party does not have a place of business, reference is to be made to the party's habitual residence.</p>	<p>た紛争と最も密接な関係を有する営業所をいい、当事者が営業所を有しないときは、その常居所による。]</p>
<p>2. A settlement agreement is “in writing” if its content is recorded in any form. The requirement that a settlement agreement be in writing is met by an electronic communication if the information contained therein is accessible so as to be useable for subsequent reference.</p>	<p>5 和解合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その和解合意は、書面によってされたものとする。（仲裁法第13条第4項参照）</p>
<p>3. “Mediation” means a process, irrespective of the expression used or the basis upon which the process is carried out, whereby parties attempt to reach an amicable settlement of their dispute with the assistance of a third person or persons (“the mediator”) lacking the authority to impose a solution upon the parties to the dispute.</p>	<p>6 この法律において「調停」とは、その名称や手続実施の原因にかかわらず、当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない単独又は複数の第三者（以下「調停人」という。）の仲介により、当事者が和解による解決を試みる手続をいう。</p>

(説明)

(1) 国際性

ア 規定の意義

シンガポール条約は、国際性を有する調停による和解合意を対象としており、国際性について、和解合意の成立の時に、①少なくとも二当事者が異なる国に営業所を有するとき又は②当事者が営業所を有する国が和解合意に基づく義務の重要な部分の履行地若しくは和解合意の対象と最も密接な関係を有する地と異なることを意味する旨の規定を設けている（本条約第1条第1項、第2条第1項参照）。

これらの規定は2002年モデル法における調停手続の国際性の定義（同モデル法第1条第4項、第5項参照）を参考にしたものであるが、本条約における国際性の有無は、調停手続の性質に由来するのではなく和解合意の性質に由来するものとされている²³。同様の規定は2018年モデル法における調停手続の国際性の定義（同モデル法第3条第2項、第3項参照）及び和解合意の国際性の定義（同第16条第4項、第5項参照）にも継承されている（注）。

（注）2018年モデル法は、総則的な第1章（第1条～第2条）、国際商事調停の手続に関する第2章（第3条～第15条、第2002年モデル法に対応する部分）並びに国際和解合意の執行及び援用に関する第3章（第16条～第20条、シンガポール条約に対応する部分）によって構成されており、調停と和解合意についてそれぞれ国際性の定義を設けている。

イ 経緯

もともと本モデル法において国際性による限定が設けられた趣旨としては、「国際取引に関する法律の調和と統一の追求」というUNCITRALの所掌事項の限界との関係で、国際商事関係の法律のみを対象とせざるを得ないからであり、本モデル法を採用する国がその適用範囲を一般的な調停にまで拡大することは何ら差し支えないとされている²⁴。2002年モデル法及び2018年モデル法の第2章にも「このモデル法（章）を採用して国際調停のほか国内調停にもこれを適用しようとする国は、本条の文言に次の変更を加えることを検討してもよい。（後略）」との注釈が置かれている（2002年モデル法注1、2018年モデル法注3参照）。

なお、本モデル法には、調停手続の国際性の定義について、「この法律（章）は、当事者がその調停が国際的である旨を合意し又はこの法律（章）の適用について合意したときは、一般の商事調停にも適用

²³ UNCITRAL第2作業部会（紛争解決）第67会期報告書（2017）31段落参照（<https://undocs.org/A/CN.9/929>）

²⁴ 三木浩一『UNCITRAL国際商事調停モデル法の解説（2）』NBL755号（2003）49～50頁参照

される。」との規定があるが（2002年モデル法第1条第6項，2018年モデル法第3条第4項参照），本条約にはこのような規定はない。ただし，2018年モデル法の第3章には，国際和解合意の定義について，和解合意自体が国際性を有する場合のほか，その元となる調停が国際性を有する場合（前記のとおり，当事者がその調停が国際的である旨の合意をしたときを含む。）まで拡張することを検討してもよい旨の注釈が置かれている（2018年モデル法注7参照）。

また，UNCITRALの作業部会における審議の過程では，ニューヨーク条約と同様に，和解合意の執行が求められる国以外の国の領域内においてされた和解合意及び和解合意の執行が求められる国において内国和解合意と認められない和解合意を本条約の対象とする案のほか²⁵，当事者が営業所を有する国と，和解合意の執行が求められる国が異なるとき，調停の手續に適用される法律の属する国が異なるとき，仲裁人が国籍を有する国が異なるとき²⁶，和解合意が成立した調停機関の所在する国が異なるとき，和解合意が国際商取引を対象とするものであるとき²⁷，当事者の親会社又は株主が異なる国に営業所を有するとき²⁸にも国際性を認める案なども議論されたものの，本モデル法との整合性や基準としての明確性などの理由により，いずれも採用されなかった。

ウ 前記ア及びイを踏まえた若干の検討

ニューヨーク条約が基本的に外国においてされた仲裁判断を対象としているのに対し，シンガポール条約は調停の手續が行われた場所を問題としておらず，当事者の営業所所在地等に照らして国際性を有すると認められる和解合意を対象としている。

したがって，シンガポール条約においては，国内で行われた調停手續であっても，当該調停による和解合意が「国際性」を有するものとされることがあり（例えば，当事者がA国企業とB国企業である場合のほか，当事者がA国企業同士であるが和解合意の義務履行地か最密接関係地がB国である場合），その場合には条約の対象となる。一方

²⁵ UNCITRAL第2作業部会（紛争解決）第63会期報告書（2015）34段落参照（<https://undocs.org/A/CN.9/861>）

²⁶ UNCITRAL第2作業部会（紛争解決）第63会期報告書（2015）38段落参照（<https://undocs.org/A/CN.9/861>）

²⁷ UNCITRAL第2作業部会（紛争解決）第65会期報告書（2016）24段落参照（<https://undocs.org/A/CN.9/896>）

²⁸ UNCITRAL第2作業部会（紛争解決）第67会期報告書（2017）32段落参照（<https://undocs.org/A/CN.9/929>）

で、国外で行われた調停手続であっても、当該調停による和解合意が国際性を有するものとされないことがあり（例えば、当事者がA国企業同士であり、かつ、和解合意の義務履行地と最密接関係地もA国である場合）、その場合には条約の対象とならないと考えられる。

もともと、このような意味での「国際性」を要求することについては、もともとUNCITRALの所掌事項との関係で導入された概念であるとの指摘があること（前記イ参照）に留意を要すると考えられる。

また、このような意味での国際性を有する和解合意にのみ執行力を付与し得る枠組みとした場合には、内国企業同士の和解合意には執行力が付与されない一方、内国企業と外国企業の和解合意には執行力が付与されることになり得るが、この差異を設けることの合理性にも留意する必要があると考えられる。

エ 小括

以上を踏まえ、調停による和解合意に執行力を付与するに当たり、国際性を要求することの必要性及び許容性について、どのように考えるか。

(2) 商事性

ア 意義

シンガポール条約は、商事に関する紛争を対象としているが、商事性について特に定義を設けていない（本条約第1条第1項参照）（注）。また、当事者の一方が消費者として個人、家族又は家庭のために関与する取引から生じた紛争に関する和解合意及び家族法、相続法又は雇用法に関する和解合意については、本条約の対象から除外されている（同条第2項参照）。

これらの規定の関係について、UNCITRALの作業部会における審議の過程では、本条約第1条第2項は、本条約の対象から除外される事項を例示列挙したのではなく²⁹、限定列挙したものであるとの理解がされていた³⁰。

なお、2018年モデル法の第3章には、同様の除外規定が存在するが、2002年モデル法及び2018年モデル法の第2章では、特段の除外規定を設けず、単に商事性を有する紛争を対象とし（2002年モデル法第1条第1項、2018年モデル法第3条第1項参照）、

²⁹ UNCITRAL第2作業部会（紛争解決）第65会期報告書（2016）56段落参照（<https://undocs.org/A/CN.9/896>）

³⁰ UNCITRAL第2作業部会（紛争解決）第67会期報告書（2017）16段落参照（<https://undocs.org/A/CN.9/929>）

商事性について「『商事』という語は、契約から生じるものであるか否かを問わず、商事性格を有する全ての関係から生じる事項を包含するよう、広く解釈されなければならない。商事性格を有する関係には、以下の諸取引を含むが、これらに限られるわけではない。物品又は役務の提供又は交換のための取引、販売契約、商事の代表又は代理、ファクタリング、リース契約、土木建設、コンサルティング、エンジニアリング、ライセンス、投資、金融業務、銀行業務、保険、開発契約又はコンセッション、合弁事業及びその他の形態の産業協力又は事業協力、航空機・船舶・鉄道又は道路による物品又は旅客の運送。」との注釈を置いている（2002年モデル法注2，2018年モデル法注1参照）。

ただし、本モデル法において商事性による限定が設けられた趣旨として、本モデル法を採用する国がその適用範囲を一般的な調停にまで拡大することは何ら差し支えないとされていることについては、国際性について述べたところと同様である³¹。

（注）なお、我が国の民事調停法第31条には「商事の紛争に関する調停事件」との用例があり、解釈上、ここでいう商事の意義については、商法第1条の商事と同義であり、絶対的商行為（商法第501条参照）、相対的又は営業的商行為（商法第502条参照）、附属的商行為（商法第503条参照）、その他会社に関する事項（会社の設立、解散、登記、株主の権利義務、取締役の選任、解任、責任等）等が含まれ、これらの事項について生じた紛争（権利の存否、内容、範囲、履行期限、履行方法等実質的意義における商法によって規律される事項につき、当事者の主張が一致しない状態又は将来一致しないおそれのある状態）が商事紛争であり、例えば、売掛代金請求、飲食代金請求、請負代金請求、運送代金請求、報酬金請求、仲介手数料請求、保険金請求、債務弁済協定（分割払を求める場合）、債務不存在確認請求（商取引に伴う債務が存在しないことなど）、損害賠償請求（商行為によって生じた各種の損害賠償を求めるもの）、株式譲渡請求、株主名義書換請求、広告掲載料請求、給料請求、退職金請求、小切手金請求、約束手形金請求、為替手形金請求、類似包装紙使用禁止請求、商号使用差止請求など各種の商行為に関して生ずる紛争、会社に関する紛争、労使関係についての紛争などは全て商事紛争に当たるとされている³²。

³¹ 三木浩一『UNCITRAL国際商事調停モデル法の解説（2）』NBL755号（2003）49～50頁参照

³² 石川明＝梶村太市編『注解民事調停法〔民事調停規則〕【改訂】』（青林書院，1993）398～399頁〔徳嶺弦良〕参照

イ 前記アを踏まえた若干の検討

商事に関する紛争の典型例としては、企業同士の商取引に関する紛争が考えられるが、このような紛争においては、基本的に当事者が対等な関係にあることが多く、和解合意の内容も一定額の金銭の支払や契約に基づく債務の履行が中心になるため、濫用のおそれなどの弊害とされる事象が生じるおそれが比較的小さく（前記第2の3参照）、類型的には執行力の付与になじむものといえ、商事性を要求することには相応の合理性があると考えられる。

もっとも、何をもって商事というかについては、シンガポール条約において特に定義されておらず、解釈に委ねられているところ、少なくとも国際商事調停モデル法の注釈に列挙されている事項は含まれる可能性が高いと考えられるものの、その外延は必ずしも明らかでない。また、ニューヨーク条約には、「また、いかなる国も、契約に基づくものであるかどうかを問わず、その国の国内法により商事と認められる法律関係から生ずる紛争についてのみこの条約を適用する旨を宣言することができる。」との規定があるものの（同条約第1条第3項参照）、我が国はこの宣言をしていない。このような観点からは、「商事性」を要件とすることについては、その基準としての明確性に欠けるおそれがあるとの評価もあり得ると考えられる。

執行力を付与する対象を限定する方法としては、商事性を積極的に要求することのほかにも、例えば、消費者事件や労働事件など、執行力を付与するに当たり配慮が必要となり得る類型について、別段の規定を設けるなどする規律の例も存在する（仲裁法附則第3条、第4条参照）。

ウ 小括

以上を踏まえ、調停による和解合意に執行力を付与し得る枠組みを構想するに当たり、商事性を要求することの必要性及び許容性について、どのように考えるか。

(3) その他

そのほか、定義及び適用範囲については、調停や調停人についてどのように定義すべきか、紛争の存在についてどの程度の具体性を要求するか（例えば、将来紛争が生じた場合に備えてあらかじめ調停により解決方法を合意したときをも、調停による和解合意として、これに執行力を付与することができるか）なども問題となり得る。

2 和解合意の執行及び援用に関する規律

例えば、次のような規律を設けることの当否等について、どのように考

えるか。

(参考) シンガポール条約	考えられる規律の例
<p><i>Article 3 General principles</i></p> <p>1. Each Party to the Convention shall enforce a settlement agreement in accordance with its rules of procedure and under the conditions laid down in this Convention.</p>	
<p>2. If a dispute arises concerning a matter that a party claims was already resolved by a settlement agreement, a Party to the Convention shall allow the party to invoke the settlement agreement in accordance with its rules of procedure and under the conditions laid down in this Convention, in order to prove that the matter has already been resolved.</p>	
<p><i>Article 4 Requirements for reliance on settlement agreements</i></p> <p>1. A party relying on a settlement agreement under this Convention shall supply to the competent authority of the Party to the Convention where relief is sought:</p> <p>(a) The settlement agreement signed by the parties;</p> <p>(b) Evidence that the settlement agreement resulted from mediation, such as:</p> <p>(i) The mediator's signature on the settlement agreement;</p> <p>(ii) A document signed by the mediator indicating that the</p>	<p>7 和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（和解合意に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。）を求める申立てをすることができる。この申立てをするときは、当事者全員により署名された和解合意、当該和解合意が調停において成立したものであることを証明するもの（当該和解合意における調停人の署名、調停人が署名した証明書、調停を実施した機関による証明書又はその他裁判所が相当と認めるものをいう。）〔及び和解合意（日本語〔又は英語〕で作成されたものを</p>

<p>mediation was carried out;</p> <p>(iii) An attestation by the institution that administered the mediation; or</p> <p>(iv) In the absence of (i), (ii) or (iii), any other evidence acceptable to the competent authority.</p>	<p>除く。)の日本語〔又は英語〕による翻訳文〕を提出しなければならない。(仲裁法第46条第1項,第2項参照)</p>
<p>2. The requirement that a settlement agreement shall be signed by the parties or, where applicable, the mediator is met in relation to an electronic communication if:</p> <p>(a) A method is used to identify the parties or the mediator and to indicate the parties' or mediator's intention in respect of the information contained in the electronic communication; and</p> <p>(b) The method used is either:</p> <p>(i) As reliable as appropriate for the purpose for which the electronic communication was generated or communicated, in the light of all the circumstances, including any relevant agreement; or</p> <p>(ii) Proven in fact to have fulfilled the functions described in subparagraph (a) above, by itself or together with further evidence.</p>	<p>8 電磁的記録については、当事者又は調停人の同一性を確認し、当該電磁的記録に含まれる情報に関する当事者又は調停人の意思を明らかにする方法が使用されており、かつ、その方法が、関連する合意を含むあらゆる事情に照らして、当該電磁的記録の作成又は伝達のために適切であると信頼することのできるものであるか又は前記の機能を事実上満たすと認められるときに、和解合意は当事者又は調停人によって署名されたものとする。</p>
<p>3. If the settlement agreement is not</p>	

<p>in an official language of the Party to the Convention where relief is sought, the competent authority may request a translation thereof into such language.</p>	
<p>4. The competent authority may require any necessary document in order to verify that the requirements of the Convention have been complied with.</p>	
<p>5. When considering the request for relief, the competent authority shall act expeditiously.</p>	
<p><i>Article 5 Grounds for refusing to grant relief</i></p> <p>1. The competent authority of the Party to the Convention where relief is sought under article 4 may refuse to grant relief at the request of the party against whom the relief is sought only if that party furnishes to the competent authority proof that:</p> <p>(a) A party to the settlement agreement was under some incapacity;</p> <p>(b) The settlement agreement sought to be relied upon:</p> <p>(i) Is null and void, inoperative or incapable of being performed under the law to which the parties have validly subjected it or, failing any indication thereon, under the</p>	<p>9 和解合意の執行及び援用に関する規定は、次に掲げる事由のいずれかがある場合（第1号から第9号までに掲げる事由にあつては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る。）には、適用しない。（仲裁法第45条第2項参照）</p> <p>一 和解合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。（仲裁法第45条第2条第1号参照）</p> <p>二 和解合意が、当事者が合意により和解合意に適用すべきものとして指定した法令（当該指定がないときは、裁判所が和解合意に適用すべきものと判断する法令）によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないか又は履行することがで</p>

law deemed applicable by the competent authority of the Party to the Convention where relief is sought under article 4;

(ii) Is not binding, or is not final, according to its terms; or

(iii) Has been subsequently modified;

(c) The obligations in the settlement agreement:

(i) Have been performed; or

(ii) Are not clear or comprehensible;

(d) Granting relief would be contrary to the terms of the settlement agreement;

(e) There was a serious breach by the mediator of standards applicable to the mediator or the mediation without which breach that party would not have entered into the settlement agreement; or

(f) There was a failure by the mediator to disclose to the parties circumstances that raise justifiable doubts as to the mediator's impartiality or independence and such failure to disclose had a material impact or undue influence on a party without which failure that party would not have entered into the

きないこと。（仲裁法第45条第2項第2号参照）

三 和解合意が、それ自体の文言によれば、拘束力がないか又は終局性がないこと。

四 和解合意が、事後的に変更されたこと。

五 和解合意に基づく義務が履行されたこと。

六 和解合意に基づく義務が明確でないか又は理解することができないこと。

七 和解合意に基づく民事執行又は訴えの却下が当該和解合意の文言に反すること。

八 調停人に、調停人又は調停に適用される規範に対する重大な違反があり、当該違反がなければ当事者が和解合意に至ることはなかったこと。

九 調停人が、調停人の公平性又は独立性に正当な疑問を抱かせる事情を当事者に開示せず、当該不開示による不当な影響がなければ当事者が和解合意に至ることはなかったこと。

<p>settlement agreement.</p> <p>2. The competent authority of the Party to the Convention where relief is sought under article 4 may also refuse to grant relief if it finds that:</p> <p>(a) Granting relief would be contrary to the public policy of that Party; or</p> <p>(b) The subject matter of the dispute is not capable of settlement by mediation under the law of that Party.</p>	<p>十 和解合意の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。（仲裁法第45条第2項第9号参照）</p> <p>十一 和解合意の対象が、日本の法令によれば、和解合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。（仲裁法第45条第2項第8号参照）</p>
<p><i>Article 6 Parallel applications or claims</i></p> <p>If an application or a claim relating to a settlement agreement has been made to a court, an arbitral tribunal or any other competent authority which may affect the relief being sought under article 4, the competent authority of the Party to the Convention where such relief is sought may, if it considers it proper, adjourn the decision and may also, on the request of a party, order the other party to give suitable security.</p>	<p>10 和解合意の執行又は援用の申立てを受けた裁判所は、当該申立ての内容に影響を及ぼし得る他の裁判所、仲裁廷又はその他の権限ある機関に対しても申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、和解合意の執行又は援用の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、同項の申立てをした者の申立てにより、他の当事者に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。（仲裁法第46条第3項参照）</p>
	<p>11 裁判所は、第12項の規定により和解合意の執行の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。（仲裁法第46条第7項参照）</p>
	<p>12 裁判所は、和解合意の執行の申立</p>

	<p>てがあった場合において、第9項各号に掲げる事由のいずれかがあると認める場合（同項第1号から第9号までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。（仲裁法第46条第8項参照）</p>
	<p>（このほか、和解合意の執行決定の申立ての管轄、移送、審尋の要否、即時抗告の可否その他所要の関連規定を、仲裁判断の執行決定に係る関連規定（仲裁法第46条第4項ないし第6項及び第10項参照）に倣って整備する。）</p>

（説明）

(1) 和解合意の執行の手続等

ア シンガポール条約は、和解合意の執行又は援用（「援用」(invoke)

（注）とは、当事者が和解合意により解決済みと考える事項について紛争が生じたときに、当該事項は和解合意により解決済みである旨の主張立証をすることをいい、執行と併せて「救済」(relief)といわれている。）について、救済の付与を求める当事者が権限機関に対して提出すべき書面（本条約第4条参照）、権限機関が救済の付与を拒否することができる事由（本条約第5条参照）、複数の権限機関に関連する申立てがあったときの処理（本条約第6条参照）を定めるほか、具体的な手続については締約国の国内法制に委ねている（本条約第3条参照）。

したがって、調停による和解合意の執行の手続については、例えば、仲裁法等の規定を参考とすれば、前記のような規律の在り方が構想されるが考えられるが、そのような規律を設けることの当否等について、どのように考えるか。

（注）UNCITRAL作業部会における審議の過程では、ニューヨーク条約に倣って和解合意の「承認」についても規定すべきである旨の意見があった一方で、「承認」は外国裁判所の確定判決のように既判力といった制度的効力を有するものに関する概念であり、一般論として既判力を有しないと考えられる和解合意について用いるべきでない旨の意見もあり、「承認」

の概念を用いずに和解合意の法的効果について規定するために、「援用」の概念が導入された³³。

イ なお、本資料では、調停による和解合意への執行力の付与を中心に検討しているが、前記アのとおり、シンガポール条約は和解合意の執行だけでなく援用についても定め、執行及び援用について共通の手續及び要件を設けている。

もっとも、調停による和解合意については、現行法上、当然には執行力がなく、またそれ自体に執行力を付与するための裁判手續もないのとは異なり、調停による和解合意の援用については、実体法上の和解合意として、裁判手續において抗弁として主張することが、現行法下でもあり得るものと考えられる。

したがって、今後の検討において、調停による和解合意の援用について、本条約第3条第2項に対応するような規定を整備する必要があるのか、整備するとしてどのような規律を設けるべきかといった点についても、別途問題となり得る。

(2) 和解合意の執行又は援用の拒否事由

シンガポール条約は、権限機関が救済の付与を拒否することができる事由として、①和解合意の当事者の行為能力の制限、②和解合意が準拠法によれば無効又は履行不能であること、③和解合意がそれ自体の文言によれば拘束力又は終局性を欠くこと、④和解合意の事後的な変更、⑤和解合意に基づく義務の既履行、⑥和解合意に基づく義務が明確性又は理解可能性を欠くこと、⑦救済の付与が和解合意の文言に反すること、⑧調停人の重大な規範違反及び和解合意への影響、⑨調停人の公平性又は独立性に関する事情の不開示及び和解合意への影響、⑩救済の付与の公序違反、⑪調停適格の欠如を掲げ、このうち⑩及び⑪については職権調査事項としている（本条約第5条参照）（注1）。

本研究会はシンガポール条約の締結自体について検討するものではないが、差し当たりシンガポール条約の規律を参照しつつ、その検討を試みる観点からは、仲裁法の制定過程における司法制度改革推進本部の仲裁検討会での議論が参考になると考えられる。

同検討会では、仲裁判断の承認及び執行について、事務局から、UNCITRALの「国際商事仲裁モデル法」（2006年改正前のもの。

³³ UNCITRAL第2作業部会（紛争解決）第64会期報告書（2016）146段落（<https://undocs.org/A/CN.9/867>），第65会期報告書（2016）78段落（<https://undocs.org/A/CN.9/896>）参照

なお、仲裁判断の承認及び執行に関する規律は、改正の前後を通じて変わっていない。) 第36条第1項は、ニューヨーク条約第5条第1項とほぼ同内容の規定であり、仲裁判断の承認又は執行の拒否事由として同モデル法に準ずるものを定めるとすれば、それは、いわばニューヨーク条約を国内法化することを意味することになるろうとの考えに基づき、同モデル法に倣い、これに準ずる承認又は執行の拒否事由を定めることが提案され³⁴、これに対する異論はみられなかった³⁵。

なお、ニューヨーク条約と国際商事仲裁モデル法を比較すると、当事者の行為能力の準拠法について若干文言が異なっている部分があり(同条約第5条第1項a、同モデル法第36条第1項a(i)参照)、この部分についてはニューヨーク条約に倣っている国が多いとの指摘もされていたが、結果的に、仲裁法は同モデル法に倣う形で立法されている(同法第45条第2項第1号参照)。もっとも、シンガポール条約と2018年モデル法の間にはこのような差異はないため、いずれの文言に倣うべきかという問題は生じないと考えられる。

したがって、同検討会と同様の視点から検討を行うのであれば、基本的には、執行及び援用の拒否事由をそのまま取り込んで整備することが考えられるが、前記のような規律を設けることの当否等について、どのように考えるか(注2)。

また、シンガポール条約の拒否事由には、調停人の重大な規範違反及び調停人の公平性又は独立性に関する事情の不開示が含まれているところ(同条約第5条第1項e、f参照)、これらの規定に対応する観点から、調停人の従うべき最低限の規範といったものや事情の開示義務に関する規律を設けることも考え方としてはあり得る(このような規律として、ADR法第6条の定める認証基準は一定の参考になり得ると考えられる。)。この点について、どのように考えるか。

(注1) 本条約第5条第1項a(和解合意の当事者の行為能力の制限)は、ニューヨーク条約第5条第1項a前段、国際商事仲裁モデル法第36条第1項a(i)前段及び仲裁法第45条第2項第1号(仲裁合意の当事者の行為能力の制限)に類似している。仲裁法において、準拠法による無効とは別に行為能力の制限を拒否事由に掲げているのは、契約締結能力が行為能力の問題であり、契約準拠法によって律せられる問題ではないためとされている。また、

³⁴ 仲裁検討会資料11参照

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/tyuusai/dai4/siryou11.pdf>)

³⁵ 仲裁検討会第4回会議事録参照

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/tyuusai/dai4/4gijiroku.html>)

解釈上、当事者が制限能力者である場合には、取消権等が存在することに加え、実際にこれを行使したことが必要であるとされている。³⁶

本条約第5条第1項b(i)（和解合意が準拠法によれば無効又は履行不能であること）は、ニューヨーク条約第5条第1項a後段、同モデル法第36条第1項a(i)後段及び仲裁法第45条第2項第2号（仲裁合意が準拠法によれば無効であること）に類似している。ただし、当事者による指定がなかった場合の準拠法について、ニューヨーク条約では仲裁判断がされた国の法令とされているのに対し、本条約では救済の付与を求められた権限機関によって適用されることが想定される法令とされているという差異がある。無効の原因について、仲裁法の解釈においては、例えば、仲裁合意が不存在である場合、仲裁合意が錯誤により無効である場合、仲裁合意が詐欺又は強迫により取り消された場合、仲裁合意が書面によらない場合（仲裁法第13条第1項参照）などがこれに当たるとされている³⁷。

本条約第5条第1項b(ii)（和解合意がそれ自体の文言によれば拘束力又は終局性を欠くこと）及び同(iii)（和解合意の事後的な変更）は、ニューヨーク条約第5条第1項e、同モデル法第36条第1項a(v)及び仲裁法第45条第2項第7号（仲裁判断の未確定、取消し又は効力停止）に類似している。我が国の仲裁法では、仲裁判断は成立と同時に確定するが、仲裁判断に対する上訴等を認める法制の下では、確定しない仲裁判断に執行力を認めることは相当でないため、このような規定が設けられている。もっとも、当該法制が仲裁判断の仮執行を認めており、仲裁判断に仮執行宣言が付されている場合には、解釈上、執行決定を認めてよいとされている。³⁸なお、この点については、本研究会で別途議論されている仲裁廷による暫定保全措置への執行力の付与に関する議論との関わりにも留意する必要があると考えられる。

本条約第5条第1項e（調停人の重大な規範違反及び和解合意への影響）及び同項f（調停人の公平性又は独立性に関する事情の不開示及び和解合意への影響）は、ニューヨーク条約第5条第1項d、同モデル法第36条第1項a(iv)及び仲裁法第45条第2項第6号（仲裁廷の構成又は仲裁手続が当事者の合意又は法令に違反していたこと）に類似している。ただし、仲裁法では仲裁廷の構成（解釈上、仲裁人の人数や資格等を含むとされている³⁹。）が当事者の合意又は法令に違反することが拒否事由として掲げられている

³⁶ 近藤昌昭ほか著『仲裁法コンメンタール』（商事法務，2003）249～250頁参照

³⁷ 山本和彦＝山田文著『ADR仲裁法』（日本評論社，2008）337頁参照

³⁸ 前掲山本＝山田 340頁参照

³⁹ 前掲山本＝山田 339頁参照

のに対し、本条約では調停人の人数や資格等には特段言及されていないという差異がある。

本条約第5条第2項a（救済の付与の公序違反）は、ニューヨーク条約第5条第2項b，同モデル法第36条第1項b(ii)（仲裁判断の承認執行の公序違反）及び仲裁法第45条第2項第9号（仲裁判断の内容の公序違反）に類似している。同モデル法の解釈においては、仲裁判断の内容のほか、仲裁手続が公序に反するような場合を含むとされており、仲裁法においてもこれを変えずの趣旨ではないとされている。仲裁判断の内容の公序違反としては、例えば、賭博の賭け金の支払を命ずる仲裁判断や懲罰的な損害賠償の支払を命ずる仲裁判断などがこれに当たり、手続の公序違反としては、例えば、証人の偽証や仲裁人の賄賂收受などがこれに当たるとされている。⁴⁰

なお、この点について、仲裁判断の取消事由に関するものではあるが、我が国の民事訴訟法は仲裁廷が行う仲裁手続には適用も準用もされない旨判示した近時の裁判例が参考になる⁴¹。

本条約第5条第2項b（調停適格の欠如）は、ニューヨーク条約第5条第2項a，同モデル法第36条第1項b(i)及び仲裁法第45条第2項第8号（仲裁適格の欠如）に類似している。仲裁法の解釈においては、民事上の紛争ではない紛争，将来における不特定の法律関係に関する紛争，当事者が和解をすることができない紛争，離婚又は離縁の紛争（仲裁法第13条第1項参照）などがこれに当たるとされている⁴²。

本条約第5条第1項c(i)（和解合意に基づく義務の既履行），同(ii)（和解合意に基づく義務が明確性又は理解可能性を欠くこと）及び同項d（救済の付与が和解合意の文言に反すること）は、ニューヨーク条約にはみられなかった規律である。

他方、ニューヨーク条約第5条第1項b（仲裁手続に関する通告の欠如又はその他の理由による防御不可能）及び同項c（仲裁付託の範囲外の仲裁判断）は、本条約にはみられない規律である。

なお、仲裁法において、前記の拒否事由が存在しない場合には、裁判所は執行決定をしなければならないが（仲裁法第46条第7項参照），拒否事由が存在する場合については、解釈上、それが重大ではなく、仲裁判断に示された結論を左右するものではないと考えられるようなときは、裁判所の裁量的な判断により、執行決定をすることができるとされている⁴³。

⁴⁰ 前掲近藤 253 頁，前掲山本＝山田 339～340 頁参照

⁴¹ 東京高判平成 30 年 8 月 1 日金融・商事判例 1551 号 13 頁参照

⁴² 前掲山本＝山田 339 頁参照

⁴³ 前掲近藤 249 頁参照

(注2) なお、前記(1)イのとおり、シンガポール条約は、調停による和解合意の執行及び援用について、共通の拒否事由を設けているが、執行だけでなく援用についても併せて規定を整備することを検討する場合には、援用についても同様の拒否事由を規定してよいのか、執行と別途の考慮が必要ではないかといったことが問題となり得る。

3 いわゆるオプトイン規定の要否

例えば、次のような規律を設けることの当否等について、どのように考えるか。

(参考) シンガポール条約	考えられる規律の例
<p><i>Article 8 Reservations</i></p> <p>1. A Party to the Convention may declare that:</p> <p>(a) It shall not apply this Convention to settlement agreements to which it is a party, or to which any governmental agencies or any person acting on behalf of a governmental agency is a party, to the extent specified in the declaration;</p> <p>(b) It shall apply this Convention only to the extent that the parties to the settlement agreement have agreed to the application of the Convention.</p>	<p>[13 この法律は、当事者がこの法律の適用を合意した限りにおいて適用される。]</p>

(説明)

シンガポール条約は、締約国が、当事者が同条約の適用を合意した限りにおいて同条約を適用する旨の留保宣言をすることを認めている(本条約第8条第1項b参照)。

本研究会はシンガポール条約の締結自体について検討するものではないため、留保宣言の是非自体について検討するものではないが、前記の規定は、調停による和解合意への執行力の付与を当事者の明示的かつ積極的な意思にかからしめる点で、執行証書における執行受諾文言(民事執行法第22条第5号参照)と類似しており、執行力を付与すべき対象を限定する上で参考になると考えられる。また、司法制度改革当時の

ADR検討会の議論においても、執行受諾文言を執行力の付与の要件とすることを前提に議論がされており、こうした点も参考になると考えられる。

そこで、執行力の付与に関する当事者の意思について、例えば、シンガポール条約の規定を参考に前記のとおり整備することが考えられるが、前記のような規律を設けることの当否等について、どのように考えるか。

4 その他（ADR法との関係の整理）

前記のとおり、調停による和解合意への執行力の付与については、従来、ADRの利用促進の方策の一環として、もっぱらADR法上の法務大臣の認証を受けた認証ADR機関の調停による和解合意を対象に議論がされてきたようにも思われる（前記第2の2(1)参照）。

他方、シンガポール条約の規定を参考に規律を設けるものとした場合には、執行力を付与する和解合意を認証ADR機関（注）が行った調停によるものに限ることができるのか、という問題が生じ得る。

（注）現在、国際商事紛争を取り扱うADR機関としては、例えば、一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）、日本海運集会所、京都国際調停センター（JIMC-Kyoto）などがあり、このうち、認証を取得しているのは一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）である。

この点について、シンガポール条約第2条第3項の調停の定義規定には、「調停人」に関する一定の定めが置かれているが、「当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない単独又は複数の第三者（「調停人」という）」とされているのみで、調停人の資格や範囲についての言及はない。

UNCITRALの作業部会における審議の過程では、調停の定義に「組織的」（structured/organized）という文言を挿入する旨の意見が出された。この意見は、このような文言を挿入することにより、調停が、①法的枠組みによる規律、②（特定の個人の調停ではなく）調停機関による調停に限定することができ、又は③特定の調停規則の下で実施された手続となり、執行手続を行う機関に対する信頼感を与えることにつながるものである。しかし、「組織的」（structured/organized）の意義は、必ずしも各国共通の意味で用いられていないこと、国内的な要件を条約草案に持ち込むことで、条約の魅力を減退させてしまう、「組織」か否かの判断は難しく、当事者により、執行拒絶の口実に使われるおそれがある等の理由からこのような意見は採用しないこととされた⁴⁴。このように作

⁴⁴ UNCITRAL第2作業部会（紛争解決）第65会期報告書（2016）42～43段落、

業部会における審議の段階においては、調停人を一定の者に限定することについては消極方向で考えられていたことがうかがわれる。

以上を踏まえ、シンガポール条約を参考とした規律を設けようとする場合には、執行力を付与する和解合意を認証ADR機関が行う調停に限ることの適否が問題となり得るが、この点についてどのように考えるか。

164～166 段落参照 (<https://undocs.org/A/CN.9/896>)